



# 幅広い層への魅力発信と就労支援 関係機関・団体と連携した新たな取り組み

福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっており、本会活動推進計画の中でも「社会福祉事業等の担い手づくりの推進」は重点課題として位置づけています。厚生労働省の2025年に向けた介護人材の需給推計（確定値）では、全国で37.7万人、神奈川では2.5万人が不足するとされています。

国や県・市町村、関係機関・団体において、離職した介護人材の再就職や若者、中高年齢者、海外からの従事者等へのさまざまな人材確保対策が進められる中、かながわ福祉人材センター（以下、福祉人材センター）の機能を生かした取り組みと今後必要となる展開について考えます。

## 福祉人材センターの就労支援

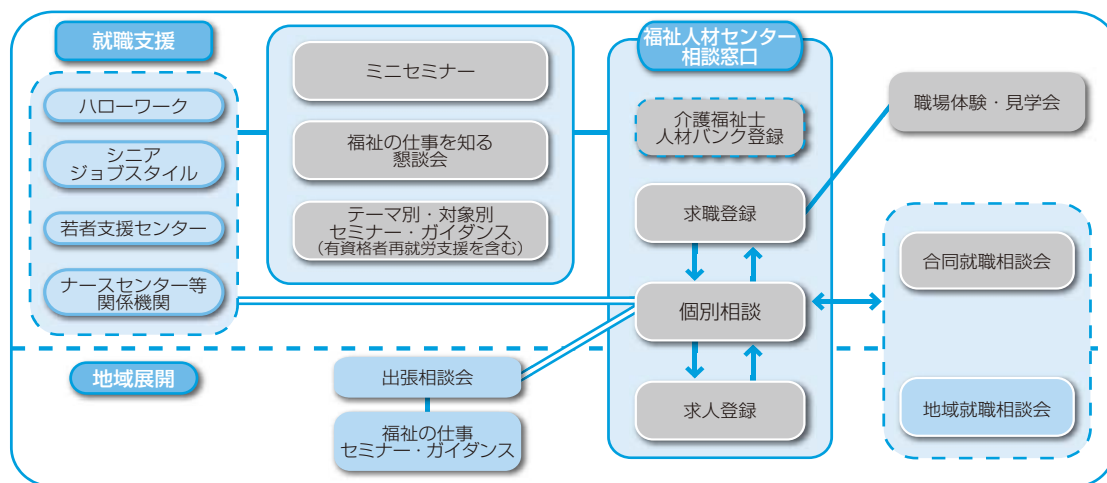
福祉人材センター（※）では、求職者が福祉・介護の仕事の理解を深めるとともに、求職者との出会いの機会をつくるため、さまざまな事業に取り組んでいます。

福祉人材センターの求職相談窓口や地域での出張相談会等でのキャリア支援専門員による個別相談のほか、福祉・介護の仕事を知るセミナーやガイダンス、職場見学・体験等を通じて求職者の就職活動を後押ししています（図参照）。

福祉人材センターが取り組む就労支援の特長の一つは、資格や経験がなくても関心があれば、その仕事を理解することから始め、職場見学や体験、複数の求人事業者と直接話す機会を通じて、自分に合う職場を見つけていくことができることです。

求職者が今どういう段階にあるのか最近の傾向を見ると、①福祉の仕事を知る段階が約3割、②自分でできるか判断する段階と③どうすれば働けるか知る段階の合計で約1割、④就業形態のマッチング段階が約2割、⑤求職活動の段階が約4割を占めています。キャリア支援専門員の相談を中心に、世代を問わず個々の段階に応じた就労支援を進め、幅広い層の働く機会づくりを行います。求職者の声を一部ご紹介します。

## かながわ福祉人材センター事業展開図



「高齢・障害・児童の分野や数多くの事業種別があることを知りました。さまざまな職種や勤務形態・通勤距離など視野を広げ、転職先を探していくことを教わりました」

（※）福祉人材センターは、社会福祉法第93条に基づき設置され、第94条でその業務が規定されています。同時に職業安定法第33条に基づいて厚生労働大臣の許可を受け、無料職業紹介事業を実施しています。



福祉人材センター相談窓口



福祉の仕事を知る懇談会



就職相談会

「社会福祉法人から特定非営利活動法人、株式会社等多様な運営主体があり、数多くの求人事業者から特色を聞くことや、職場見学・体験を通じて、自分の働く職場を実感することも大切だと分かりました」

「今まで他の業種で転職を繰り返してきましたが、相談することで不安が軽減され、経験がなくても自分に合う職場を見つけることができ、自信を持つことができました」

福祉は初めてという若者や中高年齢者、子育てを終えた有資格者、さまざまな事情により離職を経験している方など、幅広い求職者に応じたプログラムを用意して、長く働き続けられるように定着を意識したマッチングを行っていることも大切なポイントの一つです。

このように着実にマッチングしていくことで、少しずつでも必要とされている福祉サービスの維持や充足につながるように就労支援を行っています。

### 幅広い層への介護人材としての働きかけ

それでは、中長期的な人材確保に向けて、どうすればよいのか。一つは、幅広い層の介護分野への参入の促進。特に中高年齢者や就業していない方など、潜在化している対象者にどう働きかけていくかがあります。

二つ目は潜在有資格者の掘り起こしです。三つ目は、世代を超えて福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を伝え、イメージアップを図る事です。

新たな介護人材として参入を促す層の一つとして注目されている中高年齢者の採用状況に関して、福祉人材センターが行った「平成28年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」(以下、需要調査)では、回答した高齢関係施設等367施設において、40歳以上の採用者が、次のとおり正規職員は883人、非正規職員は1553人でした。

主な業務内容として、正規職員の9割以上が、非正規職員の約8割が介護業務全般と答えています。

### 高齢関係施設における中高年齢者の採用状況

正規職員		雇用人数	
40歳～49歳採用者数	491	55.6%	
50歳～59歳採用者数	330	37.4%	
60歳～64歳採用者数	48	5.4%	
65歳以上	14	1.6%	
計	883	100.0%	

非正規職員		雇用人数	
40歳～49歳採用者数	635	40.9%	
50歳～59歳採用者数	428	27.6%	
60歳～64歳採用者数	248	16.0%	
65歳以上	242	15.6%	
計	1,553	100.0%	

### 離職介護人材届出制度と再就業支援

潜在有資格者の掘り起こしとして、まず「離職介護人材届出制度」があります。4月の社会福祉法改正に伴い、介護福祉士が離職する際の届出が努力義務化されました。本県では平成27年度より「介護福祉士バンク登録」を、平成28年度より「離職した介護福祉士等登録バンク」を運営しています。

「介護福祉士バンク登録」については、例えば養成施設卒業時での登録など幅広い有資格者の登録を促す等の県独自運用方法を整理していく予定となっています。

もう一つは、結婚や出産、育児、介護、病気療養等により離職した介護有資格者に対して、基礎研修や技術研修を行う「潜在介護福祉士等再就業促進事業」に今年度から取り組みます。

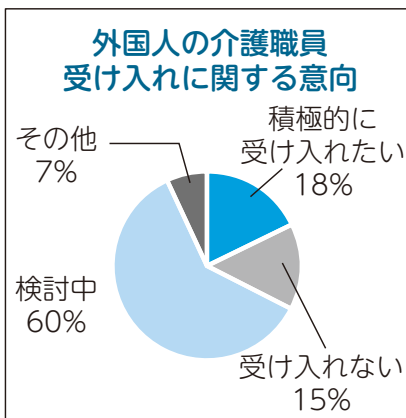
### 介護福祉士修学資金が外国人留学生も貸付対象に

平成20年度から始まったEPA(経済連携協定)に基づく介護福祉士候補者受入れ人数は、昨年度までで累計2700人を超えました。

こうした動向を踏まえ、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布され、在留資格に「介護」の創設がな

されました。これまでは留学生が介護福祉士の資格を取得しても、日本人の配偶者になるなどの特別な場合を除き、介護の仕事に就くことができませんでしたが、この法改正により、外国人の在留資格である高度専門職に「介護」が加わり、養成施設の外国人留学生が卒業後に介護福祉士の資格を取得した場合は、国内で介護業務へ従事することが認められるようになります。

前述の需要調査では、外国人の雇用を検討していると回答した県内高齢者施設298カ所のうち、今後、積極的に受け入れをしたいと思いますという施設・事業所は18%、検討中



介護福祉士修学資金は、介護福祉士養成施設に通う学生に、勉学等に必要資金を在学中に貸付け、卒業後に介護福祉士として5年間連続して勤務した場合に、修学資金の返還を免除するもので、これまで多くの

修学生が県内の介護老人福祉施設等に就職して活躍しています。

外国人の介護職への期待が高まる中、先程の入管法改正を受けて、本会の介護福祉士修学資金も外国人留学生の申請を受け付けることとなりました。

養成施設に在学する間は、介護に伴う知識や技術の修得のみに関わらず、これまで外国人の介護職の定着が困難である要因とされてきた日本の生活文化やコミュニケーションスキルなどの壁が解消することも期待されています。

今年度は申請開始早々、ベトナム、中国、フィリピンなどの国籍を有する外国人留学生からの貸付制度に関する問合せを受けています。

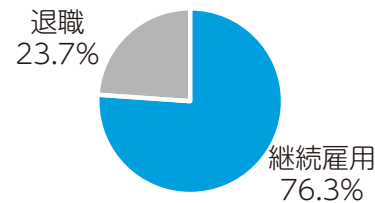
なお、この修学資金の具体的な申請手続きは、これまで同様に学生の在籍する介護福祉士養成施設を通じて行うこととなります。

### 定着につなげる取り組み

無資格・未経験等幅広い層の人材の参入により、人材の育成・定着が課題となる中、福祉人材センターが平成25年度から平成28年度までに紹介状を発行し、その後、求人事業者から「採用」との連絡を受けて求人票の取り下げを行った方の職場への定着状況を調査したところ（調査対象350法人、回答244法人、回

収率70%、6月末日現在）、今年度の調査では、福祉人材センターが紹介して採用となった371人（平成28年度末時点で就労している人）のうち、283人が現在も継続して就労していることが分かりました。

福祉人材センター紹介者の定着状況



事業者の工夫や努力としては、給与や福利厚生等の処遇改善に加え「職員の家庭や生活環境に応じたシフト制の導入、時間外労働ゼロなど働きやすい環境づくりをしている」「職員の孤立を防ぐために定期的なミーティングや面談を行っている」「採用後の満足度調査を行う、働きながら必要な資格取得を支援する等バックアップ体制を整えている」「新任研修やOJT、現任研修、階層別研修、フォローアップ研修の実施など職員育成を充実している」等たくさんさんの記述があり、職員が今も現場で活躍している様子をうかがうことができます。

複数の事業者が「採用前に法人の

理念や仕事の内容を伝えること、実際に現場を見てもらい、ボランティア体験などで仕事を実感してもらうことが大切である」と記載していることも注目すべき点です。

求人事業者自らの定着に向けた工夫や努力とともに、それぞれの求職者の今いる段階に応じた就労支援、先に述べた届出制度や貸付制度などを効果的に連動させていくことが今後の課題となります。

### 幅広い層へ魅力を発信し続ける

将来の福祉・介護の担い手づくりに向けた取り組みの中で、高校生向けの「出張介護授業」に参加した生徒の声を一部ですが紹介します。

「話を聞いて早く介護の仕事をしたいと思いました。誇りを持ってできる仕事だと改めて分かりました」「自分も入所している人やその家族の人に寄り添えるようになりたいと思いました。人との出会いを大切にしていきたいと思いました」

このような頼もしい声を聞くと、今後の展望が見えてくるようです。将来の担い手となり得る若い世代に向けて、早い段階から福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を伝えていく必要があります。

現場でいきいきと働いている先輩の姿を見てもらう、現場からのメッセージをストレートに伝える、利用

者や職員と一緒に時間を過ごし、現場の仕事を実感してもらう機会が大切です。

福祉人材の確保・育成・定着に向けたさまざまな課題を解決するためには、福祉・介護の事業者をはじめ、職能団体や従事者養成施設、行政、労働関係機関、教育関係者が協力し合いながら、福祉・介護の仕事の魅力を発信し続け、地域に密着した取り組みをより一層進めていきます。

（かながわ福祉人材センター）

### 9月・10月の地域就職相談会等のご案内

- ☆ 福祉のしごと地域就職相談会 in 小田原  
日時＝9月15日(金)午前10時30分から午後3時30分  
会場＝お堀端コンベンションホール(小田原市栄町)  
内容＝第1部・就労支援ガイダンス  
第2部・福祉施設就職相談会(20ブース)
- ☆ 福祉のしごとフェア(セミナー&就職相談会)  
日時＝10月28日(土)午前10時30分から午後4時  
会場＝横浜文化体育館(横浜市中区不老町)  
内容＝第1部・就労支援ガイダンス  
第2部・福祉施設就職相談会(120ブース)